

## 目的

- 平成28年3月末に、静岡県から浜松市に対して西遠流域下水道事業が移管される。
- 当該事業は処理区域面積で浜松市の約7割を占めており、現在の浜松市の体制では受け入れが困難であるため、民間活用(コンセッション方式、包括的民間委託等)の導入が必要な状況にある。
- 本調査では、移管後の西遠処理区における効率的な事業運営を行うため、官民連携による運営手法や体制、事業スキーム、移管までに必要な作業、スケジュール等について検討する。

## これまでの経緯

### 事業の着手

- 静岡県により公共用水域の水質汚濁防止等を図るため、昭和48年度に事業着手。
- 昭和61年度には旧浜松市で供用を開始。

### 市町村合併と西遠流域下水道事業の移管

- 平成17年7月の市町村合併により、西遠処理区が全て浜松市に含まれ、静岡県から浜松市へ西遠流域下水道事業が移管されることとなった。
- 「市町村の合併の特例に関する法律」の規定により、移管までには10年間の猶予期間が認められており、現在はその猶予期間中である。

## 目次

- ① 調査の目的と西遠流域下水道事業の概要
- ② 官民連携手法の検討
- ③ 収支見通し
- ④ 西遠流域下水道事業の資産情報整理の現状把握
- ⑤ 民間事業者ヒアリング
- ⑥ 官民連携手法の評価

## 施設の概要

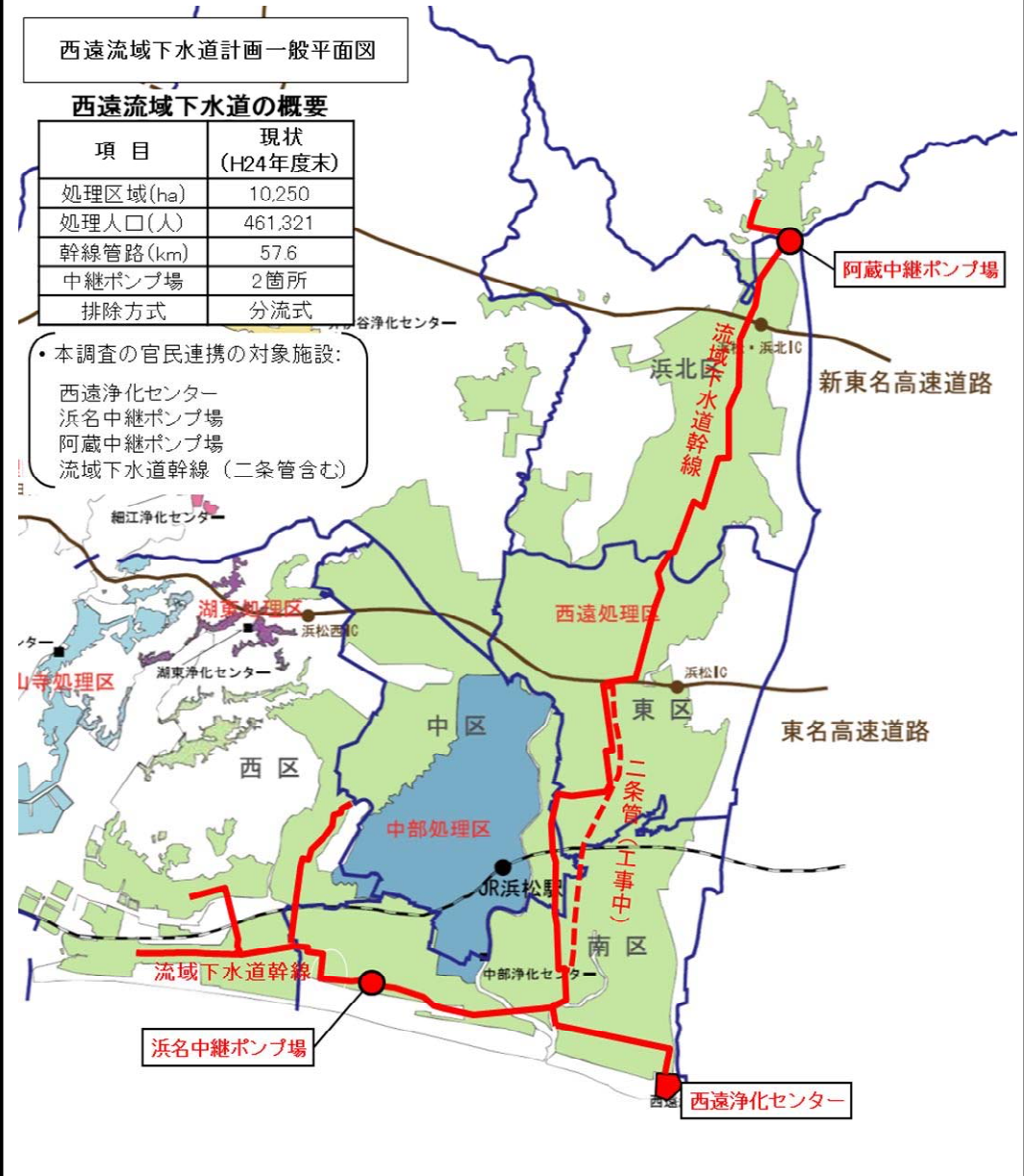
西遠流域下水道計画一般平面図

### 西遠流域下水道の概要

項目	現状 (H24年度末)
処理区域(ha)	10,250
処理人口(人)	461,321
幹線管路(km)	57.6
中継ポンプ場	2箇所
排除方式	分流式

・本調査の官民連携の対象施設:

西遠浄化センター  
浜名中継ポンプ場  
阿蔵中継ポンプ場  
流域下水道幹線(二条管含む)



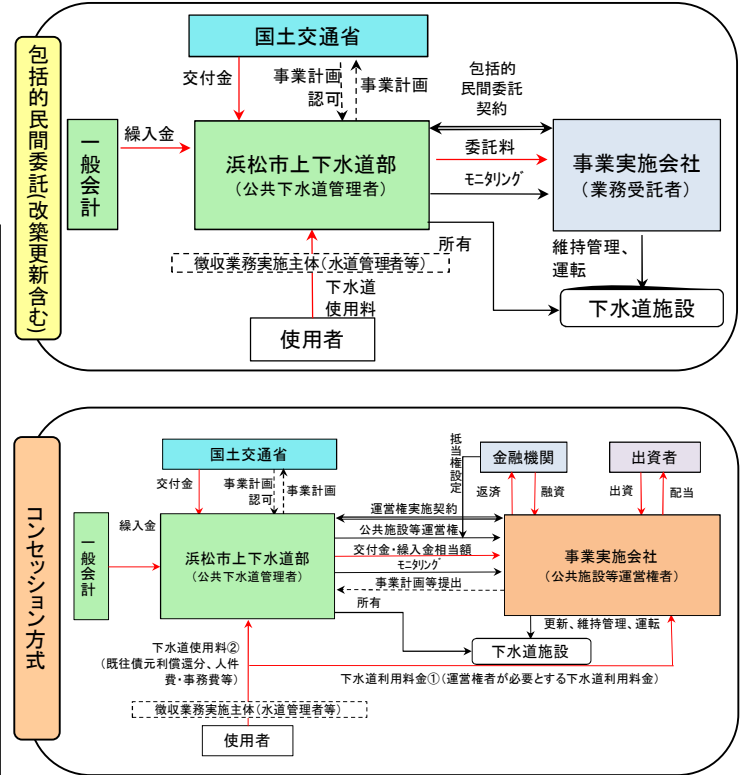
結論

本調査で検討を行った先導的官民連携手法

- 「**包括的民間委託(改築更新含む)**」－ 従来の包括的民間委託(運転管理、ユーティリティ調達、資本的支出に該当しない補修・修繕)に改築更新を加えたもの
- 「**コンセッション方式**」－ PFI法に基づき、民間事業者が通常の運転管理に加えて、施設の維持管理マネジメント、改築更新等に係る企画及び利用料金の收受等に関する業務を実施するもの

	導入効果	導入に係る課題
包括的民間委託(改築更新含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 複数年契約及び性能発注により業務の効率化が図られ、経費削減効果が期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 委託を繰り返すことによる経費削減効果の低下</li> <li>• コンセッション方式と比較し、民間事業者の裁量が限定的</li> </ul>
コンセッション方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 長期契約により、包括的民間委託(改築更新含む)以上の経費削減効果が期待できる。</li> <li>• 包括的民間委託(改築更新含む)以上に市の増員を抑制することができる。</li> </ul>	<p>(共通の課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 資産台帳等の事業情報の整備</li> <li>• 官民のリスク分担</li> <li>• 運営権の性質(下水道事業における改築更新はコンセッション方式において維持管理に位置づけられること)の明確化</li> <li>• 交付金の充当と「補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律」との整合性</li> <li>• 会計検査への対応方法の明確化</li> <li>• 下水道使用料の徴収及び下水道利用料金の收受の形態の妥当性や下水道利用料金の法的な性質の明確化</li> <li>• 事業期間後半における過大な運営権償却費負担など、会計・税務上の取り扱いの検討</li> </ul>

事業スキーム



事業化に向けた今後の展望

今後のスケジュール

- 包括的民間委託(改築更新含む)及びコンセッション方式のいずれの手法を導入する場合においても、効率化等が期待されることから、平成26年度中に導入手法を決定する。
- いずれの手法を導入する場合においても、平成26年度及び27年度に必要となる主要業務は、マーケットサウンディング、資産状況の確認・整理、実施方針や要求水準の作成、事業者募集の準備・手続き・事業者選定等である。
- 必要となる準備期間を踏まえ、平成30年度に先導的な官民連携手法による事業運営を導入することを目途として検討する。

